



フコク shinらい
smart life partner

NEWS RELEASE

2026年2月12日

「引受基準緩和特則」の創設について

フコク shinらい生命保険株式会社（本社：東京都新宿区西新宿8-17-1、社長：森下俊彦、以下「当社」）は、2026年4月2日より、定期保険およびがん保障定期保険特約に付加できる「引受基準緩和特則」の取扱いを開始いたします。

「引受基準緩和特則」を付加することで、引受基準を緩和した簡単な告知でお申し込みいただけます。これまで健康状態を理由に生命保険への加入を諦めていた方でも、ご加入いただきやすくなっています。

当社では今後とも、お客さまにご理解いただきやすく、安心してご加入いただける商品を提供してまいります。

商品の概要

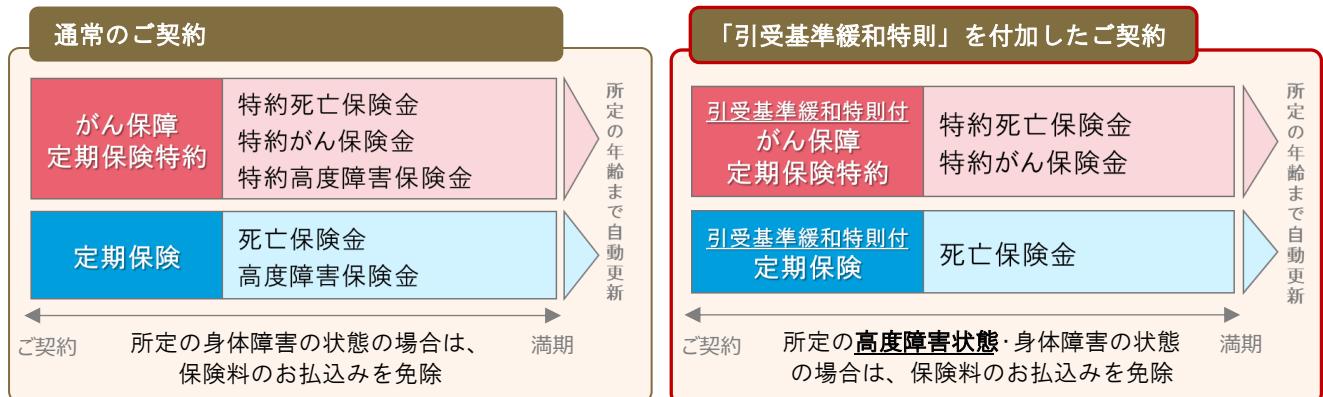
1. 「引受基準緩和特則」を付加したご契約の特徴

- ✧ 引受基準を緩和した簡単な告知でお申し込みいただけるため、
持病がある方や健康状態に不安のある方もご加入いただきやすくなっています。

※ 本特則を付加したご契約は引受基準を緩和しているため、通常のご契約に比べて保険料が割り増しされています。

※ 健康状態によっては、より詳細な告知をいただくことで、通常のご契約にご加入いただける場合があります。
(ただし、健康状態によっては、ご契約に特別な条件がつく場合があります。)

2. しきみ図（イメージ図）



「引受基準緩和特則」を付加したご契約は、通常のご契約と比べ、上図のとおりつきの点が異なります。

- 高度障害保険金（定期保険）、特約高度障害保険金（がん保障定期保険特約）はありません。
- 所定の高度障害状態の場合は、保険料のお払込みを免除します。

3. 「引受基準緩和特則」を付加したご契約の保障内容

保険種類		保障内容	該当する事由
主契約	定期保険	「死亡保険金」のお支払い	死亡されたとき
特約	がん保障定期保険特約	「特約がん保険金」のお支払い	初めて所定の悪性新生物（がん）に罹患していると診断確定されたとき ※責任開始期から 90 日以内の乳がんは免責
		「特約死亡保険金」のお支払い	死亡されたとき
主契約・特約共通		保険料のお払込みを免除	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、180 日以内に所定の高度障害状態または身体障害の状態になられたとき

4. 保険料例

保険金額・特約保険金額：100 万円、保険期間・保険料払込期間：10 年、保険料払込方法：口座振替月払の場合

契約年齢	男性		女性	
	引受基準緩和特則付定期保険	引受基準緩和特則付がん保障定期保険特約	引受基準緩和特則付定期保険	引受基準緩和特則付がん保障定期保険特約
40 歳	748 円	964 円	673 円	1,166 円
50 歳	1,117 円	1,562 円	821 円	1,463 円
60 歳	1,970 円	3,337 円	1,142 円	2,105 円
70 歳	4,579 円	7,182 円	2,354 円	3,677 円

5. 主な取扱条件

【引受基準緩和特則付定期保険】

	金融機関代理店での取扱条件	金融機関代理店以外での取扱条件			
保険期間	10・20・30 年	年満期	5・10・15・20・25・30 年		
		歳満期	55~99 歳満期・100 歳満期		
契約年齢	15~75 歳	6~80 歳 (100 歳満期の短期払は 6~70 歳)			
最低保険金額	100 万円				
最高保険金額	引受基準緩和特則付がん保障定期保険特約と通算して 1,200 万円				
保険料払込方法	月払・年払	月払・半年払・年払			

【引受基準緩和特則付がん保障定期保険特約】

	金融機関代理店での取扱条件	金融機関代理店以外での取扱条件	
保険期間	10・20・30 年	年満期	5・10・15・20・25・30 年
		歳満期	55・60・65・70・75・80・85 歳
契約年齢	15~70 歳		
最低保険金額	100 万円	50 万円	
最高保険金額	1,000 万円 (引受基準緩和特則付定期保険と通算して 1,200 万円)		
保険料払込方法	月払・年払	月払・半年払・年払	

※ この資料は商品の概要を説明したものです。保険募集を目的としたものではありません。

ご検討・お申込みに際しては、重要事項を説明した書面である「契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険知識などについてご説明していますのでご確認ください。

募 AM0425125 (26.02)